

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷六十二第

行發日一月三年三和昭

論叢

相續税の逋脱 法學博士 神戸 正雄

リカアドの勞賃論 經濟學士 堀 經 夫

利潤成立の機構 文學博士 高田 保馬

定期船事業における運送原費と運賃との關係 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

琉球の廢藩後に於ける治制 法學博士 山本美越乃

フイジオクラートの價值論 經濟學士 山本 勝市

委任經理に就いて 經濟學士 楠見 一正

雜錄

フォード制とテイラー制 經濟學士 星野周一郎

營業税と營業收益税 經濟學博士 沙見 三郎

説苑

諷れる植民政
策の時形兒
琉球の廢藩後に於ける治制

山本美越乃

明治十二年三月琉球藩を廢して沖繩縣を置き、茲に形式上に於ては母國に於ける地方自治行政の組織に倣ひて縣治制度を採用するに至つたが、併し實質上に於ては琉球の現状は母國の廢藩置縣當時の各地方の文化の程度及び經濟上の實力とは到底比較にならぬ程貧弱なるものであつた、故に等しく縣制の施行區域中に置かれたとは謂ふもの、他の府縣に比較する時は最初より著しき遜色があつた、加之、母國の廢藩置縣は明治四年に實現せられたのであるが、琉球は夫れよりも遙に後れて明治十二年に至つて之を實行することゝなつたのであるから、此の點より觀察しても琉球の縣治は他の府縣よりも大に後れて居ると稱して可い。

此くして縣治行政の必要上明治十三年に先づ縣内を那覇・首里・島尻・中頭・國頭・伊平屋・久米・宮古・八重山の九行政區劃に分ち、（此の内伊平屋は後に那覇に合併せられた）、是等の各區劃に

は夫れ、役所を設け、之に所長及び屬官を配置して行政事務を分掌せしむること、し、更に下級の行政廳としては那覇及び首里には村役場を設け、從來の名稱に倣ひて主取・中取・筆者・村頭等の公吏を置き、各役所の監督の下に當該地方の事務を處理せしめ、島尻・中頭・國頭及び久米島には在來の間切番所なるものを其の儘存置して、各役所の監督の下に地頭代・捌庫理・掟等の公吏をして地方事務を掌らしめ、又宮古・八重山に於ては在來の藏元なるものを存置して其の下に村番所を置き、頭・首里大屋子・與人・目差等の從來の名稱を襲用せる公吏をして其の事務を處理せしめた、是等の役所及び村役場の經費は凡て國庫より之を支辨したが、番所及び藏元の經費は吏員給のみを國庫より支辨し、其の他の支出は當該地方の負擔となした、併し斯かる負擔を住民に課するにあたりても、當初は唯間切島總代會なる納稅者の總代機關に依りて豫算を協議し決定したるに過ぎずして、教育費の如きは凡て之を寄附金に仰いだものである。

琉球の自治行政組織に就て特に吾人の注意を惹くものは間切であるが、其の起源に關しては今日之を詳かにすることを得ない、唯斯かる地方的の區劃が可なり古くより存在して居つたと云ふことを知り得るのみで、之が廢藩置縣の當時には既に一定の行政區劃を形成して居つたのみならず、又多少自治團體としての形態をさへ備へて居つた、廢藩當時に從來の主要なる行政官廳とも稱すべきものは悉く廢止せられたに拘らず、獨り間切の制度のみは變更を見なかつた、併し在來

の制度は頗る不完全で時勢に適しない所があつた爲めに、明治二十九年に勅令を以て先づ上級の郡・區の區劃を定め、次で翌三十年及び三十一年に亘りて間切島に關する規定を公布して之を整理した、此の新制度に據れば全縣を島尻・中頭・國頭・宮古・八重山の五郡及び那覇・首里の二區に分ち、島尻・中頭・國頭の本島三郡は更に之を四十四の間切及び島に分ち、(間切及び島は更に村に分るゝも、其の村なるものは母國の村内の字に相當する位のもので、各間切は七八箇村乃至二十二三箇村を統轄する)、郡には郡役所を置き郡長は管内の間切及び島を監督し、那覇・首里の兩區は郡より獨立して縣知事の直轄に屬せしめ、恰も母國に於ける市に相當すべき地位を與へ、各間切には間切役場を置き其の吏員は知事之を任命し、別に戸主より選出せしめたる議員を以て間切島會なるものを組織し、間切に屬する歳出入の決議機關たらしめた、上級官廳としては郡役所の設けあるも、沖縄縣には郡制は之を施行しなかつた爲めに、郡に於ては自治制は認められなかつたが、却て其の下に屬する在來の間切には議決機關として間切島會なるものを認め、之に依りて下級行政區劃たる町村自治の基を開いた。

此の如く廢藩置縣後諸般の制度に漸を逐ふて改善を加へたが、過去數百年來孤立且つ特殊の事情の下に培はれたる人情・風俗・習慣・制度等の相違は、母國に於ける府縣と之を同一に取扱ひ難きものがあり、又一般民度に於ても著しき懸隔の存する所より、自治制の運用上當然附隨すべき

地方税の負擔の如きも、到底各府縣と同一に之を律することを得ない實況に在つた、故に本來は地方税に依りて支辨すべき經費も之を國庫の負擔となし、從て縣制は之を布けるも地方税規則と府縣會規則の如きは、最初は之を琉球には施行することを得なかつたのである。

最下級の行政區劃たる間切に爲政者が最初輕々に自治を認めたことは、一方より之を觀察する時は非常に進歩したる遣り方の様にも觀ゆるが、併し又他方より考察する時は、之が後日大なる禍を齎らすに至つた原因となつたとも言ひ得る、此の點が實は吾人が誤れる植民政策の畸形兒として琉球問題を論せんとするに至つた動機となつたものである、何となれば自治の目的物即ち其の統治の實體が果して自治の能力を有せるや否や、又假令其の能力を有せりとするも之を許すべき時期及び其の方法等に付ては慎重なる考慮を要すべきものあるに拘らず、斯かる點に迄深く注意せずして唯漫然之を許した結果は、遂に其の弊害を今日に迄及ぼして居ると觀らるゝからである、由來陋を得て蜀を望むは人の常であつて、許すべき正當の理由なき下級の行政區劃に自治を許した結果は、又許すべき正當の理由なきも更に上級の行政區劃に對して自治を要求せらるゝ時は、之を許さざるを得ざるに至ることは當然で、現に琉球に於ても最下級の行政區劃たる間切には自治を認め、其の上級行政區劃たる郡には郡制を施行しなかつた所から自治は之を認めなかつたが、併斯かる偏頗なる取扱に對しては左なきだに政治的の熱狂心に富める琉球人が永く沈黙

を守るべき筈がない、下級行政區劃たる間切に自治の端緒を開きしより以來、島民等は之に因りて自治思想に對する新たな刺激を受け、爾來其の實力の如何を深く顧みずして、唯徒に自治の形式を是れ強要せんとするが如き風を生じ、所謂實力に伴はざる形骸的の自治思想のみ發達し來り、其の結果は遂に明治四十年の沖繩縣島嶼町村制の發布となり、愈々實力に伴はざる誤れる自治の迷路に更に深く一步を踏み入るゝことゝなつた。

而して此の新制度に據れば従來の間切島役場は町村役場と改稱せられ、町村長は島司又は郡長の具中に依りて知事之を任免し、之と同時に町村の權限を擴張して國庫の補給金は之を全廢することゝなつたが、次で同四十年には區制を改正して従來の如き郡長兼任の官選區長を廢し、新區制に於ては區長は區會の推薦に依り内務大臣より上奏裁可を仰ぐことゝなり、茲にも亦區の權限を擴張すると共に國庫支辨を全廢して自治自給の主義に依らしめた、既に實彈の備へなくして單に空砲の響きのみを以て満足せんとするが如き空疎なる自治の火蓋の切られたる以上は、達し得べき所迄達せずんば止まぬと云ふは自然の勢ひで、間切自治・町村自治・區自治等の虛名に酔へる島民等は、自治に伴ふ彼等自己の責任及び其の負擔の如何に重大なるべきかに關しては深く考慮する所なく、面積に比して天然資源の貧弱なる本島の如きは、諸般の施設を國庫の補助なくしては到底完成し得べからざることは火を賭るよりも明かなるに拘らず、虛名を追ふの極自治の代償

として自給の重荷を負はざるを得ざることとなり、遂に國庫支辨の關係を斷絶せらるゝに至つたことは、永く本島民の生活を脅かし其の安全を呪ふ一大原因となつた、此くして同四十一年には變則的の自治制を沖繩縣に布く前提として、府縣制中沖繩縣に關しては特例を設け得べきことを定め、次で翌四十二年に勅令第二十號を以て左の例外的要項の下に府縣制が施行せられた。

- (一) 縣會議員の選舉名簿は之を調製せずして、議員は區町村會議員をして之を選舉せしむる事、
- (二) 被選舉權者の納稅額は五圓以上とする事、
- (三) 縣參事會は之を置かずして知事をして其の職務を行はしむる事、
- (四) 其の他期日期間等に關しても特例を設くる事、

以上述べたる琉球の廢藩後に於ける治制を更に要約せば、明治十二年に廢藩置縣を斷行したる當時には、彼我共に未だ事情に通せざるものありし所より主として從來の慣例に則り、諸般の制度も成るべく之を襲踏して漸進的の改良主義を採りたるも、同十九年に至り行政費の支辨に就て初めて國庫負擔と島民負擔の區分を明かにし、且つ不完全ながら間切島總代會なる代表的の機關の存立をさへ見るに至つた、其の後十年を経て同二十九年には郡制及び區制施行せられ、那覇・首里の兩區は自治體として區會を設くることとなり、翌三十年には更に下級の地方自治機關として間切島會なるもの組織せられ、更に十年後の四十年には沖繩縣島嶼町村制の施行に依りて町村

會の設置を見、翌四十一年には區制(大正十年に市制に改めらる)を改正して區會並に民選區長の制度を確立すると共に、他方に於ては二三の特例(此の特例も大正九年に撤廢せらる)を存したるも、兎に角縣制の施行に依りて島民は茲に形式上に於ては地方自治の制度を實現することを得、更に同四十五年には衆議院議員選舉法の施行、又大正七年には貴族院議員多額納稅者互選規則の實施等に依りて、現今は下は町村會より市會・縣會更に進んで帝國議會に至る迄、本島民の參政權に對する要求は完全に充たさるゝことゝなつたのである。

『自治權の獲得』、是れ過去半世紀の久しきに亘りて琉球島民の熱烈に希望し、且つ遂に之を其の掌中に收め得たる所のものであるが、今にして考ふる時は經濟上未だ自立自存の資格を有するに至らざる者の自治權の獲得が、果して之を得たる者にも亦之を與へたる者にも永遠の幸福を齎らすべきや、冷靜に之を批判する時は頗る疑問と言はざるを得ない、一般住民の文化の進歩、殊に其の社會上及び經濟上に於ける地位の向上と、財政上に於ける獨立自給とは自治權獲得の先行要件であらねばならぬ、個人の生存に於けると團體の生存に於けるとを問はず、未だ自立自存の資格を有するに至らざる者の自治の要求は、結局自縛自縛の悲惨なる結末を見るに終ることは從來幾多の實例が之を證明して餘りある、固より一部の政治的熱狂心に富める者の希望は之に依りて達せられ、彼等の満足は之を以て購はれ得たらんも、多數の住民は自治に伴ふ當然の結果たる

財政的自給の重荷に堪へずして、所謂少數者の政治的野心を充たさんが爲めに、多數の住民は却て饑餓に泣くの慘狀を呈することは、現に足一と度琉球の地を踏める者には何人にも容易に看取り得らるゝ所である、此の根本問題に對して母國の爲政者も深く注意せず、又琉球島民も衷心より自省する所なくして、一朝經濟上に急迫を告ぐる場合には唯母國に縋りて其の援助を強請し、母國も亦其の機に臨んで單に之に應ずることを以て能事終れりとなすが如きことあらば、琉球の前途は結局經濟的自滅の他がないであらう。

言ふ迄もなく琉球の運命を決するものは又琉球自身でなくてはならぬ、其の前途を光明に導くも暗黒に誘ふも一に懸りて琉球の自然と人、即ち其の天然資源と島民の勤勉努力の如何に在る、故に吾人は姑く此の方面より琉球の將來を卜すべき事情に就て考察して見ようと思ふ。

由來琉球の地は其の地勢上天然資源に乏しく、之を農業に就て觀るも耕地の面積は僅かに總地積(二十一萬二千餘町歩)の二割九分餘即ち約六萬二千五百餘町歩であつて、之を農家總數八萬餘戸に割當つる時は、一戸當り七反八畝歩餘に過ぎぬ、而して此處に栽培する普通の農作物は甘藷を第一とし、米・粟・豆等之に次ぐも其の産額は左迄大でない、殊に米作は琉球の地勢水利の便を缺けると暴風の襲來多きを以て甘藷の如くに重要視せられない、従て其の品質も亦劣等である、今琉球に於ける農家一戸當りの生産物の價格・之に要する生産費の割合及び諸税、並に一戸當りの

生活費の概算を沖繩縣廳の調査(大正十二年)に據りて示せば次の如くである。

類別	農家一戸當生産額	
	總價格	戸數
農産物	二一、五五七、〇〇〇 <small>円</small>	農家戸數 八五、二七八 <small>戸</small>
畜産物	二、九三八、〇〇〇	全戸數 一、一三、四五七
工業産物 (製糖原料ヲ除ク)	五、〇四九、〇〇〇	農家戸數 八五、二七八
林産物	一、五九一、〇〇〇	農家戸數 八五、二七八
合計		
		一戸當
		二五二、七九〇 <small>円</small>
		二五、八八〇
		五九、二〇〇
		一八、六七〇
		三五六、五四〇

同上生産費及諸税	
肥料代	八、一四〇 <small>円</small>
樹代	四、五〇〇
諸税	二八、九〇〇
迎搬費	一、〇〇〇
準公課及手数料	四、一五〇
部落協議費	二、〇〇〇
農具銷却高	三、〇〇〇
家畜原價	三〇、〇〇〇
合計	八一、七三〇

同上生活費概算	
主要食糧	一〇九、五六〇 <small>円</small>
副食物	五〇、二〇〇
衣服費	四〇、〇〇〇
住宅費	一五、〇〇〇
教育費	一〇、〇〇〇
醫藥費	五、〇〇〇
石油費	一〇、〇〇〇
合計	二三九、七六〇
	其醬小大来日 他油粉豆 蒜
	三七、三七〇
	一六、七〇〇
	一五、〇〇〇
	三五、九〇〇
	三五、六五〇
	一三、九〇〇

右表に據りて見れば、農家一戸當りの生産物の價格即ち其の總收入の高は三百五十六圓餘に當るも、此の内より生産費及び諸税を差引く時は二百七十四圓餘となり、更に其の内より最少生活費を差引く時は残す所僅かに三十五圓餘に過ぎぬと云ふ有様である、固より是等の計數は物價の變動につれ歲によりて多少の相違を生ずることは明かなるも、併し大體に於て耕地面積の擴張を見ず、又其の生産物並に生産方法に於ても著しき進歩の跡を認めざる現狀の下に於ては、農家の收支の實況は略ぼ之を以て察することが出来る、即ち琉球の現住戸數約十二萬戸中其の七割弱を占むる農家の收支の狀態は、辛ふじて日々の生活を維持しつゝあると云ふ一語を以て盡きて居る、於茲乎、彼等は他に收入を得る途を見出さねばならぬ、米・藷等の普通の農作物以外に島民が甘蔗の栽培に着眼するに至つたのは、全く斯かる理由より出でたるものであつて、今日迄琉球が兎にも角にも跛を引きつゝも尙ほ他府縣の後に隨ひ來ることの出來た經濟上の支杖は、實に甘蔗及び之を原料とする糖業ありしが爲めである、然るに此の糖業が近年著しく不振の狀態に陥つたのであるから自ら茲に島民の死活問題を惹起すに至つたのは當然であつて、琉球に於て製糖業に従事する者の數は約五萬戸即ち全戸數の四割強農家總數の六割強を占め、又其の價格に就て見ると生産物總額の三割弱に當つて居る、故に其の盛衰が直接島民の生活に重大なる影響を及ぼすことは論を俟たぬ、今琉球に於ける米・甘藷及び甘蔗の三大主要作物の反當りの利益の比較を沖

繩縣廳の調査(大正十二年中頭郡の標準)に據りて示せば左の如くである。

區分	入			支			利益
	主産物收入	湖産物收入	合計	賃金	現金支出 土地資本利子	合計	
米作	二六、四〇〇 ^円	一五、七四〇 ^円	四二、一四〇 ^円	二四、五〇〇 ^円	七、五〇〇 ^円	九、七〇〇 ^円	〇、四四〇 ^円
甘藷作	五一、九〇〇	五、四五〇	五七、三五〇	二六、八〇〇	一四、七五〇	五五、一三〇	一、二二〇
甘蔗作	五五、二八五	一一、八五〇	六七、一三五	二一、七三〇	二〇、八〇〇	五六、五九〇	一〇、五四五
平均	四四、五二〇	一一、〇一〇	五五、五三〇	二四、三四〇	一四、一七〇	五一、九五〇	四、〇七〇

之に據りて見れば、甘蔗作の利益は米作の約二十五倍又甘藷作の利益の約九倍に相當する、以て甘蔗の栽培が如何に島民の經濟的實力を左右する力を有して居るか分る、然るに近年此の糖業の不振の爲めに島民の受くる打撃は頗る大なるものがある、而して斯かる不振の原因に就ては種々の點より之を考察することが出來ようと思ふが、少くとも其の主なる原因の一是沖繩糖の特色たる黒糖の販路が時世の進歩と共に次第に縮少されて來たと云ふ事で、嘗て黒糖を黒糖として其の儘使用する風が廣く行はれたる時代には其の販路も大であつたが、近時は黒糖の用途が次第に減退せるより自ら價格の低落するに至つたこと、然らば此の如き原始的な黒糖の生産に代ゆるに文明的な分蜜糖を以てしたならば如何と云ふに、之には先づ其の設備に相當の固定資本を必要とするのみならず、分蜜糖の製造と云ふことになる原料の買集等にも少からざる困難があり、

更に分蜜糖は世界的糖價の變動の影響を直接受くる等の事情あるより、從來琉球に於ても之が計畫に着手したる者あるも多くは失敗に歸し、現今は獨り臺南製糖會社のみ辛ふじて其の業を繼續しつゝあるに過ぎざる實況に徴するも、沖繩糖業の前途は決して樂觀を許さざるものがある。

因に、琉球に於ける糖業の沿革に就ては種々の記録があるが、『沖繩縣治要覽』(沖繩縣廳編)に記する所最も簡にして要を得て居る、曰く『此の貴重なる糖業が初めて本縣民に知られしは、實に元和九年(西紀一六一三)に於ける黑糖の製造にありとす、之れ國主尙豐の時代にして儀間眞常が其の領地儀間邑の人民を支那福州に遣はし、製糖を學ばしめたるに因るものにして、業成り歸國するに及び自ら甘蔗を邸内に栽培して製造を試み遂に國中に傳播するに至れりと云ふ、而して此の糖業は氣候風土の適したるより迅速なる發達を遂げ、正保四年(西紀一六四七)即ち製糖を始めしより二十四年後には、一大輸出品となりて内地の市場に現はれ、沖繩の經濟界を潤はず唯一の生産物となれり、其の後寛文二年(西紀一六六二)には砂糖奉行を置かれ、同十一年には從來の二轉子式甘蔗壓搾機を改良して三轉子式と爲し糖業の發展に資する所ありしが、食料政策上よりして元祿六年(西紀一六九三)には甘蔗作付反別を制限して千五百町歩と爲せり、舊藩時代の砂糖の産額は約三百三十萬斤、内貢糖九十七萬六千餘斤、補缺糖三十萬六千餘斤、貢上糖二百四萬八千餘斤、貢糖とは定期の上納糖にして補缺糖とは之が缺損等のある場合に應ずべき準備の爲めに製造するもの、貢上糖とは定價を以て政廳の買上ぐるものにて今日の所謂專賣制度に酷似せり、從て其の買上代金は市價よりも甚しく低廉なりしを以て、明治十二年の置縣に際し百斤三圓二十錢に引上げ、同十七年には更に四圓に引上げしが、同二十三年に之を三圓二十

錢に復舊せしめたり、是より先き二十十年に甘藷作付の制限を解かれしより、沖繩の糖業は一躍長足の進歩を遂ぐるに至れり」と。

農業及び栽培業に次で琉球の産業中重要なる地位を占むるものと云へば、先づ指を水産業に屈せねばならぬ。陸地の面積は僅かに百三十餘方里に過ぎざるに海岸線の延長は三百餘里の長きに亘り、大小五十有餘の島嶼より成る琉球の環境は、近海及び遠洋漁業に極めて有利なる條件を具備して居るが、現今は最早其の殘影を認め得ない程に變化したるも嘗ては其産村として其の名を知られたる糸満を中心として、漁民の多くは古來一葉の刳舟を操縦して僅かに近海漁業に従事したるに過ぎなかつた、併し近時は次第に大型漁船を用ひて遠洋漁業に従事せんとする風を生じ來つた故に、水産資本の融通に便を興ふると共に其の指導奨励を怠ることがなかつたならば、此の方面には富源開發の餘地が尙ほ相當に廣く残つて居る、現在では漁家の戸數は八千戸足らずで、農家の戸數に比較する時は十分の一にも及ばぬ有様であるが、農業及び栽培業の殆ど行詰りに近き實況に在るに反し、水産業は未だ發展の餘地が少くないと稱して可い、又漁家一戸當りの収入及び支出の状態に就て見るも、農家よりは餘裕の存することを認め得らるゝのである、今其の概算を沖繩縣廳の調査に據りて示せば次の如くである。

漁家一戸當生産額	
漁業收入	二〇〇、〇〇〇 ^円
農業收入	七〇、〇〇〇
家畜收入	六七、〇〇〇
(豚六〇圓、山羊四圓、鶏三圓)	
雜收入	二四、〇〇〇
計	三六一、〇〇〇

同上生産費及諸稅	
諸稅	二八、九四〇 ^円
準公課及手数料	四、一五〇
部落協議費	二、〇〇〇
農具銷却費	二、〇〇〇
家畜原價	二〇、〇〇〇
計	五七、〇九〇

備考 差引三〇三、九一〇^円

(此項未完)